

事 務 連 絡
令和2年5月29日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 各位

西宮市介護保険課
西宮市法人指導課

新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合の居宅
介護支援費の請求に関する取り扱いについて

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和2年5月25日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の問5において居宅介護支援費の算定等についての臨時的な取扱いが示されましたが、このことについて当市においては次の通りとします。

記

1. あらかじめ予定していたサービスの利用が、新型コロナウイルス感染症の影響によりなくなった場合であっても、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合においては、居宅介護支援費の請求が可能であること。
2. 1. において「あらかじめ予定していたサービス」とは、サービス利用票を作成するなど、当該月の具体的なサービス利用を予定している場合を指し、単に居宅サービス計画書の第2表等への位置づけのみをもって、その計画期間中の全ての月において請求を可能とするものではないこと。
3. サービス利用実績がない場合において、居宅介護支援費を算定する場合は、給付実績上の疑義データとして調査対象となりうること等があることから、適切に説明できるようケアプラン等において記録しておくこと。
なお、記録する内容としては具体的に以下の項目を記録すること
 - ・サービス利用予定日
 - ・利用ができなくなった具体的な理由（事業所の休業、利用者の自粛等）

4. 給付管理票を作成せず居宅介護支援費を請求した場合、請求エラーとして返戻になることから、必ず給付管理票も提出すること。

なお、給付管理票には本来計画していたサービス内容を記載すること。実態に合わせてサービス種類等を記載しない、または給付計画単位数を「0」とすると、エラーとなるため留意すること。

5. 4月以前の居宅介護支援費においても、算定の要件を満たしている場合は請求が可能であること。

6. 上記1.～5.の取り扱いは介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費においても適用すること。

以 上

【問い合わせ先】

西宮市 介護保険課

電話：0798-35-3048

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082